

平成26年6月

平成26年第3回
西はりま消防組合議会臨時会会議録

自 平成26年6月23日

至 平成26年6月23日

平成26年第3回西はりま消防組合議会臨時会議事日程

平成26年6月23日（月）午後4時開議

- 1 臨時議長紹介及びあいさつ
- 2 管理者あいさつ
- 3 開会宣言
- 4 開議宣言
 - 日程第 1 仮議席の指定
 - 日程第 2 議長の選挙について
 - 日程第 3 議席の指定
 - 日程第 4 会議録署名議員の指名（2番 楠田 道雄議員、8番 佐野 芳彦議員）
 - 日程第 5 会期の決定（平成26年6月23日（月）の1日）
 - 日程第 6 副議長の選挙について
 - 日程第 7 同意第 3号 西はりま消防組合監査委員選任の同意を求めること
について
 - 日程第 8 議案第 9号 工事請負契約について
 - 日程第 9 議案第10号 工事請負契約について
 - 日程第10 議案第11号 財産の取得について
 - 日程第11 議案第12号 財産の取得について
 - 日程第12 議案第13号 西はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条
例制定について
- 5 閉会宣言
- 6 閉会あいさつ（議長・管理者）

会議に出席した議員

1 番	三 浦 隆 利	2 番	楠 田 道 雄
3 番	松 下 信 一 郎	4 番	柳 生 陽 一
5 番	山 下 由 美	6 番	岸 本 義 明
7 番	中 薮 清 志	8 番	佐 野 芳 彦
9 番	石 堂 基	1 0 番	石 黒 永 剛

会議に欠席した議員

な し

議事に関係した事務局職員

消防本部総務課

主幹 中矢 健章 係長 梶原 昭一

係長 垣谷 直宏 主査 友政 貴仁

地方自治法第121条の規定による出席者

管理者（たつの市長）	栗原 一	副管理者（相生市長）	谷口 芳紀
副管理者（宍粟市長）	福元 晶三	副管理者（太子町長）	北川 嘉明
副管理者（佐用町長）	庵途 典章	消防長	横田 京悟
副消防長	進藤耕太郎	副消防長	幸島 幸博
次長兼相生消防署長	坂本 春喜	次長兼たつの消防署長	玉田 龍彦
次長兼宍粟消防署長	桑垣 繁伸	次長兼太子消防署長	岩田 良彦
次長兼佐用消防署長	新田 伸二	消防本部総務課長	大西 博之
相生消防署総務課長	前川 明	相生消防署予防課長	平林 祐治
相生消防署警防課長	真野 秀男	たつの消防署総務課長	合田 昌司
たつの消防署予防課長	吉田 好孝	たつの消防署警防課長	中谷 均
宍粟消防署総務課長	竹尾 友宏	宍粟消防署予防課長	内海 一義
宍粟消防署警防課長	日下 誠人	太子消防署総務課長	廣岡 宏一
太子消防署予防課長	岸 徹	太子消防署警防課長	内海 武彦
佐用消防署総務課長	堤 敏明	佐用消防署予防課長	青木 一道
佐用消防署警防課長	木南 敏之		

臨時議長紹介及びあいさつ

○消防本部総務部長（大西博之）

失礼いたします。本日召集されました臨時会は、前回までの議長及び副議長におかれましては、お二人とも今期の当組合議員に選出されておらず、現在、議長及び副議長は不在となっております。よって、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により年長議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。つきましては、出席議員中、石黒永剛議員が年長議員でございます。したがって、石黒永剛議員が議長の職務を行いますので、ご紹介申し上げます。

それでは、石黒永剛議員、議長席のほうへお着きください。

（臨時議長議長席に着く）

○臨時議長（石黒永剛議員）

失礼いたします。ただいまご紹介いただきました、石黒永剛でございます。

本日、平成26年第3回西はりま消防組合議会臨時会に当たりまして、地方自治法第107条の規定により、私が臨時議長の職務を行わせていただきます。議長選挙が終わるまでの間、議員各位のご協力をお願いいたします。無事に任務が果たせますようにまいりたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、議事を進めてまいります。

栗原管理者。

管理者あいさつ

○管理者（栗原一市長）

ゲリラ豪雨と災害に備えるべき本格的な梅雨の季節を迎えまして、本日、平成26年第3回西はりま消防組合議会臨時会を召集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご健勝にてご出席を賜り、衷心より厚くお礼を申し上げます。

また、今期臨時会に際しましては、各構成市町の議会から新たに6名の議員の皆様にご出席をいただいております。各位におかれましては、本西はりま消防組合発展のため、格別のご理解、ご協力、そしてご支援を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

さて、今期臨時会でご審議をいただきます案件は、既にお手元にお届けいたしておりますとおり、同意案件が1件、工事請負契約の締結が2件、財産の取得が2件、条例案件1件の計6件でございます。これらの案件はいずれも重要なものばかりでございますが、特に工事請負契約につきましては、本組合最大の事業であります高機能消防指令センター総合整備事業に係るものでございます。平成28年度からの稼働に向けて着実に事業を推進してまいり所存でございますので、何とぞ慎重なご審議をいただきまして、全議案につきまして原案のとおりご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。開会に際しましてのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（石黒永剛議員）

ありがとうございました。

○副管理者（谷口芳紀市長）

議長。

○臨時議長（石黒永剛議員）

はい、どうぞ。

○副管理者（谷口芳紀市長）

一言お礼申し上げます。

今月3日の石川島の構内における山林火災、議員の皆様方にいろいろご心配をいただきました。また、本署の皆さん、各分署の皆さん、ご出動いただいておりますことに人的被害は全くございませんでした。いろいろご心配いただきました。また、出動をいただきましたことを厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。

開 会 宣 言

○臨時議長（石黒永剛議員）

ただいまより平成26年第3回西はりま消防組合議会臨時会を開会いたします。

開 議 宣 言

○臨時議長（石黒永剛議員）

これより本日の会議を開きます。

本日の出席議員数及び地方自治法第121条の規定による説明のため出席を求めた者の職・氏名について、消防本部総務課長よりご報告させます。

消防本部総務課長。

○消防本部総務部長（大西博之）

命によりご報告いたします。

まず、本日の出席議員数についてであります。定数10名に対し、出席議員は10名であります。

次に、地方自治法第121条の規定により、説明のため本臨時会に出席を求めた者の職・氏名についてであります。お手元に配付いたしております名簿のとおりでございますので、ご清覧願います。

○臨時議長（石黒永剛議員）

消防本部総務課長の報告のとおり、本日の出席議員数は過半数を満たしております。地方自治法第113条に規定する定員数に達しております。よって会議は成立いたします。

以上で報告を終わります。

～日程第1 仮議席の指定～

○臨時議長（石黒永剛議員）

これより日程に入ります。

まず日程第1は仮議席の指定を行います。

議事進行上、仮議席を指定したいと思います。仮議席は、ただいまご着席の席を指定いたします。

～日程第2 議長の選挙について～

○臨時議長（石黒永剛議員）

次に議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選の方法によりたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（石黒永剛議員）

ご異議なしと認めます。よって、臨時議長において指名することに決定いたしました。

議長に、3番議席、松下信一郎議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、臨時議長が指名いたしました松下信一郎議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長（石黒永剛議員）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました松下信一郎議員が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました松下信一郎議員が議場におられますので、本席から議長の当選の報告を告知いたします。

ただいま、当選されました松下信一郎議員より発言を求められておりますので、これを許します。

○議長（松下信一郎議員）

それでは、議長就任に際しまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま、皆様方の温かいご推挙によりまして、議長に就任いたしました松下信一郎でございます。今からこの1年間、皆さんご協力を得まして、西はりま消防組合の発展に尽力し、この職責を全うしたいと考えております。何とぞよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

○臨時議長（石黒永剛議員）

議長の挨拶は終わりました。

これで、私の臨時議長としての職務は終了いたしました。

これまで無事に議事を遂行し終えましたことを、ひとえに各議員のおかげであると深く感謝申し上げます。一言お礼を申し上げまして、これで新議長と議長の席を交代させていただきたいと思っております。松下信一郎議員、議長席にお着きください。

(新議長議長席に着く)

○議長（松下信一郎議員）

事務引き継ぎのため、暫時このままの状態でご休憩いたします。

（午後 4 時 9 分休憩）

（午後 4 時 10 分再開）

○議長（松下信一郎議員）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

～日程第 3 議席の指定～

○議長（松下信一郎議員）

日程第 3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第 3 条第 1 項の規定により、議長において指定します。議席につきましては、ただいまご着席の議席を指定いたします。

～日程第 4 会議録署名議員の指名～

○議長（松下信一郎議員）

日程第 4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 6 2 条の規定により議長において 2 番楠田道雄議員、8 番佐野芳彦議員を指名いたします。両議員よろしくお願いいたします。

～日程第 5 会期の決定～

○議長（松下信一郎議員）

次に、日程第 5、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日 1 日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松下信一郎議員）

ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたしました。

～日程第6 副議長の選挙について～

○議長（松下信一郎議員）

次に、日程第6、副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、先ほどの議長選挙と同様に、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選の方法によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松下信一郎議員）

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によることと決しました。

さらに、お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松下信一郎議員）

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に6番岸本義明議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長が指名いたしました岸本義明議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松下信一郎議員）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました岸本義明議員が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました岸本義明議員が議場におられますので、本席から副議長の当選を告知いたします。

ただいま当選されました、岸本義明議員より発言を求められておりますので、これを許します。

○副議長（岸本義明議員）

先ほど、議員の皆様方のご推挙によりまして、副議長の職をご指名いただきました岸本義明でございます。今後1年間、松下議長を微力ではありますが支えて、西はりま消防組合議会がスムーズに円滑に運営できますように尽力していきたいと思っております。どうぞ議員の皆様方、変わらずご協力、ご支援のほど、よろしく願い申し上げます。ありがとうございます。（拍手）

～日程第7 同意第3号～

○議長（松下信一郎議員）

次に、日程第7、同意第3号、西はりま消防組合監査委員選任の同意を求めることについてを議題といたします。これより、上程議案に対する説明を求めます。

地方自治法第117条の規定により、9番、石堂基議員の退場を求めます。

（石堂基議員 退場）

○議長（松下信一郎議員）

これより、上程議案に対する説明を求めます。

管理者。

○管理者（栗原一市長）

ただいま議題となりました同意第3号、西はりま消防組合監査委員選任の同意を求めることにつきまして、提案の理由及びその内容につきましてご説明を申し上げます。

本件は組合議会議員のうちから選任される監査委員について、前回まで監査委員でありました議員が今期の当組合議会議員に選出されておらず、現在不在となっております。つきましては、新たに佐用町選出議員である石堂基議員を本組合監査委員として選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

ご高承のとおり監査委員は地方自治法の定めるところにより、組合の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理等を監査することをその職務とするもので、行政運営に関しすぐれた識見を有する者及び議会議員のうちからそれぞれ1名を議会の同意を得て選任することになっております。このたび選任しようとする石堂基議員の経歴につきましては別添資料のとおりでございまして、人格高潔にし、豊かな経験を有し適任者であると確信をいたしております。何とぞ慎重ご審議の上、満場一致のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。どうかよろしく申し上げます。

○議長（松下信一郎議員）

上程議案に対する説明は終わりました。これより、上程議案に対する質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松下信一郎議員）

ご発言がないので、質疑を終結し、直ちに討論に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松下信一郎議員）

ご発言がないので、討論を終結し、直ちに表決に入ります。

お諮りいたします。

上程中の同意第3号は原案のとおり同意することに決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松下信一郎議員）

ご異議なしと認めます。よって同意第3号は原案のとおり同意されました。

ここで、ただいま監査委員に同意されました石堂基議員より発言を求められておりますので、これを許します。

○監査委員（石堂基議員）

ただいま皆さんにご同意のご指名をいただきました佐用町の石堂です。どうかよろしく申し上げます。

今後は監査委員として、その職責を全うするため、誠実、公正に、その職務を遂行したいと思っております。どうか変わらぬご支援、そしてまたご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

～日程第8 議案第9号～

○議長（松下信一郎議員）

日程第8、議案第9号、工事請負契約についてを議題といたします。これより、上程議案に対する説明を求めます。

消防長。

○消防長（横田京悟）

ただいま議題となりました議案第9号、工事請負契約につきまして、提案の理由及びその内容についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、西はりま消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき提案するものでございます。本件につきましては、平成28年4月から運用を予定しております。新消防指令センター改修事業でございます、ここ揖保川総合庁舎の3階を改修するものでございます。工事概要につきましては、参考資料を添付いたしておりますのでご清覧いただきたいと存じます。なお、工期につきましては、本会議の議決を得ましてから、平成27年3月31日までの間といたしております。

次に、工事の契約につきましては、当該工事の規模、内容に対応できる施工能力及び実績等を勘案し、制限付一般競争入札により、去る6月6日に執行いたしました結果、山陽建設工業株式会社が落札金額1億9,580万4,000円、落札率79.9%で落札いたしましたので、工事請負契約を締結しようとするものであります。請負業者である山陽建設工業株式会社はたつの市に本店を有し、本店近隣地域において建築工事では有数の業者であり、直近では太子町石海小学校校舎耐震補強工事、御津中学校校舎耐震補強工事など数多くの公共工事の実績を有しております。このたびの請負工事におきましても、これまでに培った技術力と経験を生かし、設計内容に適合した工事施工がなされるものと確信いたしております。

以上で議案第9号の提案説明を終わらせていただきますが、何とぞ慎重ご審議の上、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松下信一郎議員）

上程議案に対する説明は終わりました。これより、上程議案に対する質疑に入ります。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松下信一郎議員）

ご発言がないので、質疑を終結し、直ちに討論に入ります。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松下信一郎議員）

ご発言がないので、討論を終結し、直ちに表決に入ります。

お諮りいたします。

上程中の議案第9号は、原案のとおり可決することに決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松下信一郎議員）

ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

～日程第9 議案第10号～

○議長（松下信一郎議員）

次に、日程第9、議案第10号、工事請負契約についてを議題といたします。これより、上程議案に対する説明を求めます。

消防長。

○消防長（横田京悟）

ただいま議題となりました議案第10号、工事請負契約につきまして、提案の理由及びその内容についてご説明申し上げます。本議案につきましては、西はりま消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき提案するものでございます。

本件につきましては、平成28年4月から運用を予定しております高機能消防指令

システム・消防救急デジタル無線工事でございます。工事概要につきましては、参考資料を添付いたしておりますのでご清覧いただきたいと存じます。なお、工期につきましては、本議会の議決を得ましてから、平成28年3月31日までの間といたしております。

次に、入札につきましては電気通信工事が主たるものであることから、当該工事の規模、内容に対応できる施工能力及び実績等を勘案し、制限付一般競争入札により、去る6月6日に執行いたしました結果、株式会社富士通ゼネラルが落札金額21億600万円、落札率81.0%で落札いたしましたので、工事請負契約を締結しようとするものであります。なお、契約の相手方である株式会社富士通ゼネラルは、神奈川県に本社を有し、全国の自治体で防災行政無線システムや消防システムを構築しており、現在、相生消防署、たつの消防署、宍粟消防署についても、この株式会社富士通ゼネラルの消防システムを導入しております。このたびの整備工事におきましても、これまでに培った技術力と経験を生かし、設計内容に適合した工事施工がなされるものと確信いたしております。

以上で、議案第10号の提案説明を終わらせていただきますが、何とぞ慎重ご審議の上、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松下信一郎議員）

上程議案に対する説明は終わりました。これより、上程議案に対する質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松下信一郎議員）

ご発言がないので、質疑を終結し、直ちに討論に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松下信一郎議員）

ご発言がないので、討論を終結し、直ちに表決に入ります。

お諮りいたします。

上程中の議案第10号は、原案のとおり可決することに決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松下信一郎議員）

ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

～日程第10 議案第11号～

○議長（松下信一郎議員）

次に、日程第10、議案第11号、財産の取得についてを議題といたします。これより、上程議案に対する説明を求めます。

消防長。

○消防長（横田京悟）

ただいま議題となりました議案第11号、財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案につきましては、西はりま消防組合の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定に基づき提案するものでございます。まず、購入に至る経緯でございますが、今回購入する車両につきましては、新宮分署及び御津出張書に配備するポンプ自動車であり、新宮分署に配備しております車両は平成8年に購入し、今年で18年、御津出張書に配備されている車両は平成9年に購入し、今年で17年を経過している車両であり、ポンプ自動車の更新基準として定めている1

5年を経過し、また、車両損傷、摩耗等の劣化の度合い、性能の低下などを勘案し、今年度更新するものでございます。

次に、契約方法でございますが、制限付一般競争入札を去る5月29日に執行しました結果、株式会社モリタが6,480万円で落札しましたので、今回購入契約を締結しようとするものでございます。同社につきましては、大阪市に本社を置き、全国の官公庁にも同種消防自動車の納入実績が豊富な企業でございます。

以上で、議案第11号、財産の取得についての提案説明を終わらせていただきますが、何とぞ原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松下信一郎議員）

上程議案に対する説明は終わりました。これより、上程議案に対する質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松下信一郎議員）

ご発言がないので、質疑を終結し、直ちに討論に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松下信一郎議員）

ご発言がないので、討論を終結し、直ちに表決に入ります。

お諮りいたします。

上程中の議案第11号は、原案のとおり可決することに決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松下信一郎議員）

ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

～日程第11 議案第12号～

○議長（松下信一郎議員）

次に、日程第11、議案第12号、財産の取得についてを議題といたします。

これより、上程議案に対する説明を求めます。

消防長。

○消防長（横田京悟）

ただいま議題となりました議案第12号、財産の取得について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、西はりま消防組合の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定に基づき提案するものでございます。まず、購入に至る経緯でございますが、今回購入する車両につきましては、たつの消防署及び佐用消防署に配備する救急自動車であり、たつの消防署に配備しております車両は平成16年に購入し、今年で10年、佐用消防署に配備されている車両は平成15年に購入し、今年で11年を経過している車両であり、救急自動車の更新基準として定めている10年を経過し、また、車両の損傷、摩耗等の劣化の度合い、性能の低下などを勘案し、今年度更新するものでございます。

次に、契約方法でございますが、制限付一般競争入札を去る5月29日に執行しました結果、兵庫トヨタ自動車株式会社特販営業所が5,554万6,344円で落札しましたので、今回購入契約を締結しようとするものでございます。同社につきましては、全国の官公庁にも同種救急自動車の納入実績が豊富な企業でございます。

以上で、議案第12号、財産の取得についての提案説明を終わらせていただきます。

すが、何とぞ原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松下信一郎議員）

上程議案に対する説明は終わりました。これより、上程議案に対する質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松下信一郎議員）

ご発言がないので、質疑を終結し、直ちに討論に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松下信一郎議員）

ご発言がないので、討論を終結し、直ちに表決に入ります。

お諮りいたします。

上程中の議案第12号は、原案のとおり可決することに決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松下信一郎議員）

ご異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

～日程第12 議案第13号～

○議長（松下信一郎議員）

次に、日程第12、議案第13号、西はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

これより、上程議案に対する説明を求めます。

消防長。

○消防長（横田京悟）

ただいま議題となりました議案第13号、西はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案の理由及びその内容についてご説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、平成25年8月に京都府で発生した福知山花火大会火災を踏まえ、消防法施行令の一部を改正する政令が平成25年12月27日付で公布されたことに伴い、西はりま消防組合火災予防条例について所要の改正を行うものでございます。このたびの火災予防条例の改正は、火を使用する器具等の取り扱いに関する規定の整備のほか、屋外における催しの防火管理体制の構築を図るため、大規模な催しを主催する者に対して、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務の計画の作成等を義務づけるものです。

それでは、改正の内容につきましてご説明申し上げます。まず、目次の改正は第5章の次に、第5章の2として、「屋外催しに係る防火管理」の項目を追加するものでございます。次に第18条の改正は、同条に第9号の2を追加し、多数の者の集合する催しに際して液体燃料を使用する器具の取り扱い基準を定めるものでございます。

次に、第19条第2項、第21条第2項及び第22条の改正は、第18条第1項第9号の2で規定する液体燃料を使用する器具の取り扱い基準を準用する規定を定めるものでございます。次に第42条の2及び第42条の3は、屋外催しに係る防火管理に関する規定を追加するもので、まず、第42条の2第1項の規定は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件に該当するもので、火災が発生した場合に人命または財産に特に重大な被害を与える恐れがあると認めるものを「指定催し」として消防長が指定する規定を定めるものでございます。同条第2項及び第3項の規定は、指定催しとして指定した際に、当該催しを主催する者に通知すること等、手続に関する規定を定めるものでございます。

次に、第42条の3第1項の規定は、指定催しを主催する者は防火担当者を定め、火災予防上必要な業務に関する計画を作成し、当該計画に従って火災予防上必要な業務を行わせる規定を定めるものでございます。同条第2項の規定は、指定催しを主催する者は当該催しを開催する日の14日前までに同条第1項で規定する火災予防上必要な業務に関する計画を消防長に提出する規定を定めるものでございます。

次に、第45条の改正は同条に第6号を追加し、多数の者の集合する催しに際して、露店等を開設する場合の届け出の規定を定めるものでございます。次に第49条の改正は、同条に第4号を追加し、第42条の3の規定による火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者に対する罰則を規定するものでございます。

次に第50条の改正は両罰規定において他法令との整合を図り、罰則の適用関係を明確にするため、同条に第2項を追加し、第1項は法人の両罰規定を規定し、第2項では法人でない団体の名あて人を特定し、罰則の適用関係を明確にするものでございます。

最後に、附則につきましては、この条例の施行期日を平成26年8月1日からとするものでございます。なお、施行の日から起算して14日を経過するまでに終了する催しについては、改正後の西はりま消防組合火災予防条例第42条の2及び第42条の3の規定は適用しないこととするものでございます。

以上で議案第13号の提案説明を終わらせていただきますが、何とぞ慎重ご審議の上、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松下信一郎議員）

上程議案に対する説明は終わりました。これより、上程議案に対する質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松下信一郎議員）

ご発言がないので、質疑を終結し、直ちに討論に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松下信一郎議員）

ご発言がないので、討論を終結し、直ちに表決に入ります。

お諮りいたします。

上程中の議案第13号は、原案のとおり可決することに決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松下信一郎議員）

ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

閉 会 宣 言

○議長（松下信一郎議員）

以上で、今期臨時会に付議された案件は全て議了いたしました。

これをもって平成26年第3回西はりま消防組合議会臨時会を閉会といたします。

閉会のあいさつ

○議長（松下信一郎議員）

閉会に当たりまして一言お礼を申し上げます。

本臨時会に付議された案件につきましては、議員各位の慎重なご審議により滞りなく議了できましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

管理者以下執行者におかれましては、今期議会で可決されました高機能消防指令センター総合整備事業につきまして、平成28年度からの稼働に向けて、滞りなく事務

を進めていただくよう要望するものであります。また、今後も引き続き、消防組織、施設の充実につながるよう一層のご精進とご尽力を賜りますことを願うものであります。

また、議員各位におかれましては、くれぐれも健康に留意され、本組合の発展と議会活動の充実のため、一層のご協力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

それでは、本日の会議をこれで終了させていただきます。

管理者。

○管理者（栗原一市長）

閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

今期臨時会は監査委員の選任、工事請負契約の締結、財産の取得、条例案件など、提案をさせていただきました全ての議案につきまして、原案のとおり同意可決をいただきましたことに対しまして、衷心より厚くお礼を申し上げます。まことにありがとうございました。

重ねてになりますが、本日可決をいただきました高機能消防指令センター総合整備事業は本組合消防の根幹をなす重要かつ最大の事業でありまして、政府管理者並びに署員一同、全力を挙げて取り組んでまいりたいと思っております。

終わりに臨み、議員の皆様方のますますのご健勝とご活躍をご祈念申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

○議長（松下信一郎議員）

ご苦労さまでした。

（午後 4 時 3 5 分閉会）

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成26年6月23日

西はりま消防組合議会議長 松下 信一郎

西はりま消防組合議会臨時議長 石黒 永剛

西はりま消防組合議会副議長 岸本 義明

会議録署名議員 楠田 道雄

会議録署名議員 佐野 芳彦